

グロスビディングについて

2016年11月30日

一般社団法人日本卸電力取引所

グロスビディングとは



透明性の向上

発電設備の大部分を保持している旧一般電気事業者において,季節・時間帯に偏ること無く市場を介して売買を行い取引の透明性を向上させる旧一般電気事業者による自主的取組

(第9回制度設計専門会合 松村委員)

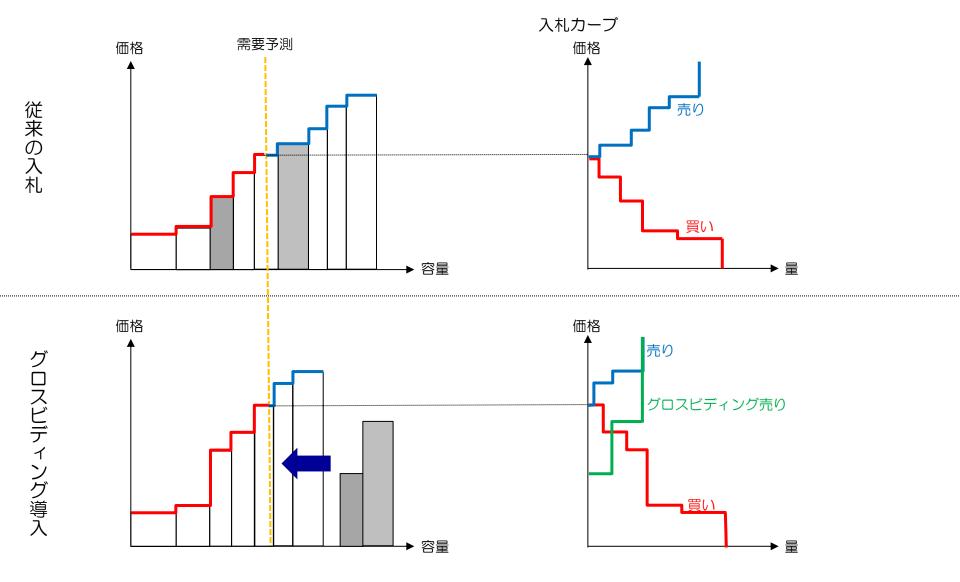
競争基盤の整備という話で、例えば垂直統合している小売と発電がやっていて、発電のほうでも小売のほうでも支配的な事業者に対しては、例えば<u>自社の発電部門から自社の小売部門に売るというのと同じ条件で他社にも売りますということを、一番強烈なのは義務づける、あるいは自主的にやる</u>といってくれれば、それが一番いいわけです。そういうことを手段として検討するのはどうかと思っています。

(第11回制度設計専門会合 新川委員)

グロスビディングをやって卸市場に競争的になるためには情報遮断というのが必要で、何を遮断するかというと、売りのタイミングと価格と量を買いサイドとシェアしない形でやることによって、<u>旧一般電気事業者の方々の小売部門が新電力とかほかのマーケットプレイヤーと同じ立場に立って取引に参加する</u>ような形にするのがよいのではないかなという点と、もう1つは会計分離というのですか、<u>発電のところと小売のところの会計がちゃんと分かれてみえる形で会社自身が認識することが、それぞれの部門の利益の向上</u>というか、価値の向上を目にみえる形にするためにも必要なので、会計を小売のところと発電のところと分けることが必要ではないかと思っています。

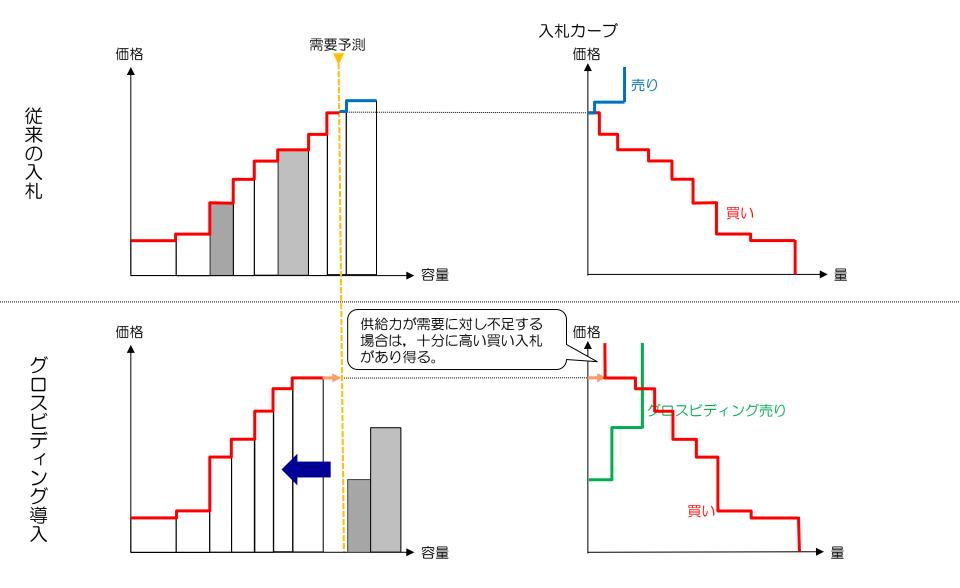
グロスビディングのイメージ(1)





グロスビディングのイメージ②





グロスビディングの注意点



- グロスビディング対象の供給力が市場で約定しない(売れない)場合,当該供給力対象の発電機は 停止することになる。
 - ✓ 限界費用での入札となる。
- グロスビディング対象の供給力が他者に渡ることを避けることを目的とした買い入札は不正な取引 に該当する可能性がある。
 - ✓ グロスビディング対象量に対応した高値買い入札やブロック買い入札(平成29年6月利用 開始予定)は、当該入札の正当性を取引所が確認する場合がある。
 - ✓ 前頁のように供給力が不足する場合においての高値買い入札はあり得る。
- グロスビディングの宣言に従った取引状況は取引所が確認する。グロスビディングの宣言と異なる 取引行為(拠出を約した量を拠出しない等)を認めた場合,当該者に注意するとともに,グロスビディング宣言の取り消しを公知する。
- グロスビディングの量については、自主的取組の取り組み度合として、制度設計専門会合等を通じて検証される。

グロスビディング 宣言の例



発電量として宣言

- 必ず取引所に拠出する発電量(資料2,3ページの網掛け部分)を取引所に通知する。
 - ✔ 発電機の指定(発電機の指定であれば、定検時や事故時に拠出できないことは認められる)
 - ✓ 燃料種の指定

買い約定量として宣言

• 一定期間の買い約定量について、宣言する値※以上を約束する。

※小売販売電力量の10%以上

入札量として宣言

• 一定期間の入札量について、宣言する値以上を約束する。

グロスビディングとして宣言する内容は、随時更新することが出来る。

- 各々取組を検証しつつ、対象量を増やして頂くことが望ましいと考える。
- グロスビディング宣言内容は、取引所事務局に申請することにより取引所が内容を更新する。